枕崎市教育大綱

（第２期）

令和３年３月

鹿児島県枕崎市

はじめに

本市においては，平成27年４月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正以降，市長が総合教育会議を設置するとともに，教育委員会と教育に関する大綱の策定や，重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行い，両者が本市における教育施策の方向性を共有し，一致して執行に当たってきました。

また，平成28年３月に策定された第６次枕崎市総合振興計画において，「豊かな自然環境の中で過ごすことで心身の安寧を保ち，活力のある地場産業に支えられ着実に進歩することで，安定した潤いのある未来を見通せる暮らしを築いていける枕崎市」を追求していくことを基本理念に，将来都市像に「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」と定め，私も市政推進における目標として「枕崎市民一人一人の幸せを実現する」ため，施策の展開を進めるとともに，市政運営に取り組んでまいりました。

教育行政につきましては，同一校区に一小一中である本市の特色を生かした，小・中連携教育を推進し，児童生徒の教育の重点として，教えること，育むことにメリハリをつけた「教育」，学校・家庭・地域社会の三者が緊密に連携した「協育」，故郷を学び，故郷に学び，故郷に返す「郷育」の三つの教育を推進しています。

今後も，枕崎のよき伝統と教育風土を活用した地域に根ざした教育により，ふるさと枕崎を愛し，誇りにする子どもたちを育み，将来の枕崎を担う子どもたちを育成してまいります。

今回，総合教育会議において教育委員会と協議・調整を行い，第２次枕崎市教育振興計画の基本目標等計画の骨子をもって，枕崎市教育大綱（第２期）とすることといたしました。

今後は，この大綱に基づき，「明日の社会を担う心豊かでたくましい人づくり」を推進するため，教育委員会と認識を共有し，学校，家庭，地域，行政さらには関係団体と連携・協働しながら，教育に関する取組を一層充実してまいります。

令和３年３月

枕崎市長　　前　田　祝　成

1　大綱策定の趣旨

平成27年４月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により，地方公共団体の長は，教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとされました。

また，大綱の策定にあたっては，総合教育会議を設け協議することとされたところです。枕崎市においては，平成27年９月に総合教育会議を設置し，平成28年３月に平成33年３月までを期間とする「第１期枕崎市教育大綱」を策定し，この大綱に基づき総合的な教育施策を進めてきました。

「第２期枕崎市教育大綱」は，第１期が終わることから，第１期教育大綱の基本的な考え方を踏襲するとともに，国及び県の第３期教育振興基本計画を参酌し，「第６次枕崎市総合振興計画（後期計画）」との整合を図りながら，これからの時代にふさわしい新たな教育施策の展開を図るための総合的な指針として策定します。

2　大綱の位置づけ及び期間

令和３年３月に策定された第６次枕崎市総合振興計画（後期計画）【令和３年度～令和７年度】を踏まえて，枕崎市の教育に関する総合的な施策の大綱として策定しました。また，この大綱を具現化する計画として，第２次枕崎市教育振興基本計画を位置付けています。

なお，第２期枕崎市教育大綱の期間は，第６次枕崎市総合振興計画（後期計画）との整合を図るため，令和３年度から令和７年度までの５年間とします。

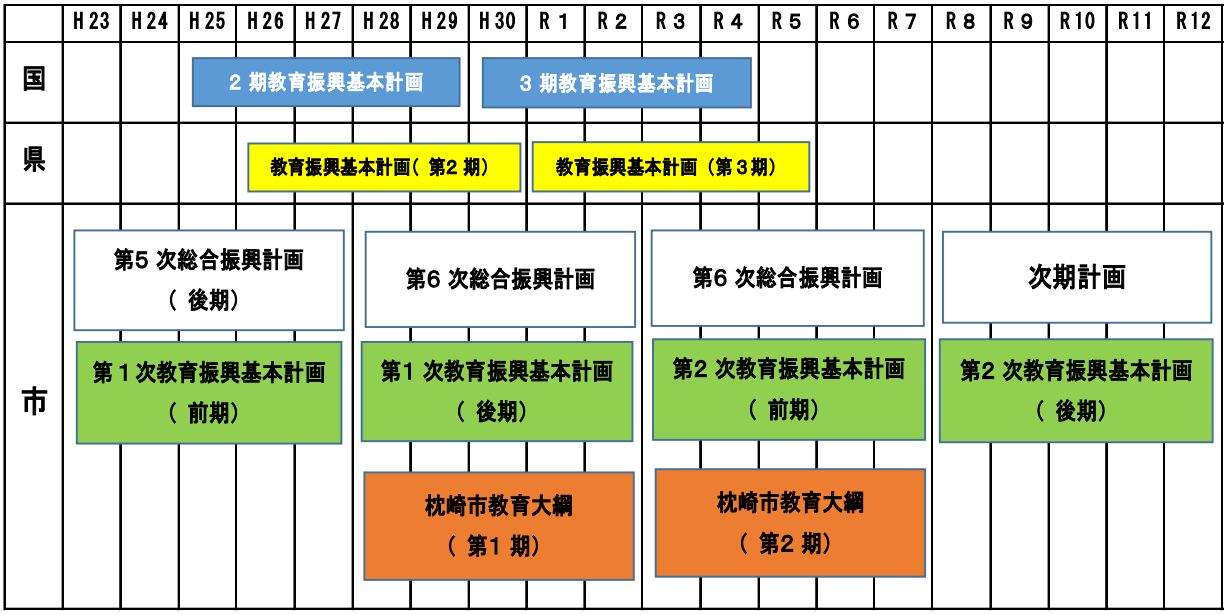

３　基本目標

「明日の社会を担う心豊かでたくましい人づくり」

４　基本方針

１「教育」の推進

学校，家庭，地域社会がそれぞれの教育機能を発揮して，教えること，育むことにメリハリをつけた「教育」の充実を図る。

２「協育」の推進

学校，家庭，地域社会がそれぞれの特長を生かした教育を推進するとともに，三者が緊密に連携した「協育」の充実を図る。

３「郷育」の推進

枕崎のよき伝統と教育風土を活用して，故郷を学び，故郷に学び，故郷に返す「郷育」を推進する。

子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で，グローバル化に対応した小学校における英語教育や，高度情報化の進展に対応したプログラミング教育の推進，国が進めるＧＩＧＡスクール構想への対応，いじめ，不登校，特別な支援を要する児童生徒への対応など，複雑化・多様化する教育課題に対して，学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を発揮して，教えること，育むことにメリハリをつけた**「教育」**の充実を図る取組が，今後ますます重要になると考えます。

本市の子供たちが，次代の担い手となるために，必要な資質・能力を確実に備えることができるよう，学校・家庭・地域がそれぞれの特長を生かした**「協育」**を推進するとともに，三者が緊密に連携することで，知・徳・体の調和がとれ，主体的に考え行動する力を備え，生涯にわたって自己実現をめざす子供の育成に努めます。

さらに，枕崎のよき伝統と教育風土を活用して，故郷を学び，故郷に学び，故郷に返す**「郷育」**を推進し，ふるさと枕崎を愛し，誇りにする子供の育成に努めます。

今後５年間に取り組む教育施策の方向性

①　人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進

学力や体力の向上，いじめ・不登校への対応，健康で安全な学校生活の推進を図るために，確かな学力と豊かな人間性の育成を基本に，本市の特色を生かした小・中連携教育をさらに推進します。

（基本施策）
・人間形成の基礎づくりを担う幼児教育の充実
・基礎を重視し，個性を育む義務教育の推進
・各高等学校の特徴を生かした高等学校教育の推進

②　豊かな人間性を育む生涯学習の推進

市民の多様な学習要求に応えるため，学習機会や学習分野の拡充，生涯学習施設の整備充実・環境づくりなどの生涯学習体制を確立します。また，学校・家庭・地域の連携による地域の教育力向上を推進し，心豊かでたくましい青少年の健全育成に努めます。

（基本施策）
・生涯学習・社会教育諸条件の整備・充実
・心豊かでたくましい青少年の育成

③　豊かなスポーツライフの実現

市民が生涯にわたり，それぞれの嗜好にあったスポーツやレクリエーション活動を継続できる環境づくりに取り組みます。

（基本施策）
・幅広く市民が参加しやすい仕組みの確立
・地域で身近に参加できるスポーツ環境の整備
・スポーツに関する魅力的なコンテンツの創造と情報発信

④　伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興

伝統文化の適切な継承・保存と学校教育や生涯学習等への効果的な活用を図ります。

また，文化団体等の主体的な活動を支えるとともに，市民が優れた芸術に対する機会を拡充し，南溟館を中心とした南薩の芸術文化活動の拠点としての整備を進めます。

（基本施策）
・伝統文化の保存・継承と効果的な活用
・南溟館を中心とする芸術文化活動の推進

⑤　多様な国際交流の推進

市民の国際理解を深めるため，国際社会を身近に理解し，体験できる地域づくりを進めます。

（基本施策）
・市民レベルでの国際交流の促進

大綱に係る基本施策について

第２次枕崎市教育振興基本計画（令和３年３月策定）において，その基本目標を達成するため，国及び県の第３期教育振興基本計画を参酌し，第６次枕崎市総合振興計画と整合を図り，教育委員会各課が連携・協力して効果的に進めていく内容を「基本施策」として定めています。本大綱においては，本市教育の基本方針に沿って，これら基本施策の推進に努めるとともに，必要に応じて総合教育会議等における協議，検討を経て，社会情勢の変化なども踏まえながら取り組んでいきます。

枕崎市　市民憲章

黒潮と太陽と緑の自然にはぐくまれたわたしたちのまち枕崎を、
さらに豊かで明るく美しくするためにみんなで 力をあわせます。

一．わたしたちは、心もからだも健康な市民になります。
一．わたしたちは、お互いにきまりを守る市民になります。
一．わたしたちは、こぞって勤勉な市民になります。
一．わたしたちは、だれにでも親切な市民になります。
一．わたしたちは、すすんで教養を高める市民になります。

（昭和五四年九月一日制定）